

墨田区議会傍聴規則の一部を改正する規則

墨田区議会傍聴規則（昭和46年議会規則第1号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（傍聴人の守るべき事項） 第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、 静肅を旨とし、次の事項を守らなければ ならない。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 飲食（ <u>水分補給を除く。</u> ）又は喫 煙をしないこと。 (5)～(7) 〔略〕	〔同左〕 第5条 〔同左〕  (1)～(3) 〔略〕 (4) 飲食又は喫煙をしないこと。  (5)～(7) 〔略〕

付 則

この規則は、公布の日から施行する。